

石垣市観光交流協会公式ホームページ

有料バナー広告管理運営規定

(目的)

第1条 本会事業の一環として、石垣市観光交流協会公式ホームページに企業バナーを設置し、本会会員向けに貸し出し管理運営にあたり、本会事業運営資金とする。

(掲載期間)

第2条 原則として1ヶ月単位とする。

(募集時期)

第3条 随時募集。ただし、バナー広告枠が定数に達し次第締め切るものとする。バナー枠に空きが出た場合は、当会発行の「南島新聞」、FAX やメール、会員専用ページにて募集をかける。

(掲載基準)以下に該当する広告は掲載できません。

- 第4条
1. 責任または所在が不明なもの。
 2. 非会員の企業。
 3. 社会的秩序を乱す表現あるいはコンテンツ。
 4. 商標、著作権、写真等を無断で使用したもの。
 5. その他、本会が不適切と判断したもの。

(料金及びサイズ)

- 第4条
1. バナー広告料・各枠のバナーサイズは下記の表のとおりとする。
 2. 設置位置はサイト左・右最上段と下段の2箇所とする。
 3. 料金は、原則として1ヶ月単位の支払いとする。

設置場所	枠数	バナー広告サイズ	月使用料
石垣市観光交流協会公式 ホームページ(トップ画面)	18 枠	左・右最上段 160ピクセル×160ピクセル 下段 160ピクセル×65ピクセル	5,000 円

(申込方法)

- 第5条
1. 原則として本会事務局において申込書、使用料、バナーデータを添えて申し込むものとする。
 2. 広告掲載はバナー広告掲載料金納入後に掲載するものとする。
 3. 申込は先着順とし、定数に達し次第締め切るものとする。
 4. バナー広告データはメールでの受取りまたは電子媒体での持込とする。

(禁止事項)

1. 本会会員のサイト以外へのリンクを禁止する。

(途中解約)

- 第6条
1. 使用会員が使用申込期間中に本会を退会した場合や、解約した場合は、残存期間の使用料は返金しないこととする。
 2. また、使用会員が本会会費を6ヶ月以上滞納し、再三の催促にも拘らず入金がなされない場合は、本会「会費納入に関する規約」に基づき退会したものとみなし、当契約を解約し残存期間の使用料を滞納会費に充てるものとする。

(管理体制)

- 第7条
1. 石垣市観光交流協会公式ホームページの管理は、本会職員がその業務に当たるものとする。